

芥川と「山宣」はなぜ死んだか 内藤真治講師

近現代史ゼミは2000年1月14日に第1回を行いました。それから16年が経過し、17年目には入ったということになります。第1回から第34回(2003・3)までは毎月1回のペースで行いました。その後、2003年5月24日のゼミから2か月に一度のペースになり、このペースのまま今に至ります。正確に数えていませんが、フィールドワークも含めて100回を超えたのではないかと思います。

さて、今回のテーマは上記の通り、芥川と山宣ですが、要は昭和の初期がどういう時代であったかということになります。

1、芥川龍之介の自殺・「ぼんやりとした不安」の背景

①恩師・夏目漱石の死(1916)

芥川にとって、漱石は最も大きな精神的支柱でした。その漱石は当時の日本の近代化について大変な不信感を持っていました。その不信感を当然、芥川も受け継いでいたでしょう。漱石の死は芥川に大きな衝撃を与えたようです。

②大正から昭和へ相次ぐ恐慌、労働争議、小作争議

激しい階級対立の中で、芥川は自分の居場所はどこなのか、悩んでいました。自分はブルジョアではない、しかし、資本家と真正面から闘う労働者や小作人でもない。

③プロレタリア文学からの批判

1920年代からプロレタリア文学の潮流が始まります。東大の後輩で10歳年下の中野重治などもそこに参加していました。中野が招かれて芥川の自宅を訪ねた時のことが『むらぎも』に描かれています。芥川は憔悴してみじめな様子で、間もなく自殺してしまう時期だったようです。女性問題を自殺の原因とする説もありますが、やはり、時代のうねり中で、作家としての行き詰まりが原因だったのではないのでしょうか。

2、昭和初期の時代

①普通選挙法成立(1925)を受け、次々に無産政党が生まれました。

しかし、治安警察法などで禁止されたり、内部の対立で離合集散を繰り返しました。(働かなくては食べられないのが無産階級、働かなくとも生活できるのが有産階級です。その無産階級を代表するのが無産政党。)

②第1回普通選挙(1928)

衆議院定数466の中で無産政党の当選者は8名。激しい選挙妨害の中でも当選した8名の中に労農党の山本宣治もいました。

③中国大陸への野望

第一次山東出兵(1927)、張作霖爆殺事件(1928)など、後の満州国成立(1932)に向けた準備が着々と行われていました。

④相次ぐ弾圧

京都学連事件(1926)、三・一五事件(1928)など、治安維持法を使って、活動家や共産党員を大量に検挙するようになります。特高警察が設置され、激しい拷問も行われました。

3、山本宣治（1889～1929）

京都出身、生物学者で大学の教員だった山本宣治は、無産者解放運動に関わり、労働者農民党（労農党）に参加、1928年の第1回普選で京都2区から当選しました。しかし、治安維持法の改悪（最高刑を死刑に）が緊急勅令で行われ、山本宣治はその事後承認の議会で反対演説をするべく、神田の旅館にいたところを右翼団体の黒田保久二に刺殺されました（1929年3月5日）。

宇治の山本家の墓碑銘には「山宣ひとり孤塁を守る だが、私は淋しくない 背後には大衆が支持してゐるから」という最後の演説の一節が刻まれています。山本宣治以外の無産政党議員は治安維持法改悪反対の演説に反対して、最後まで山宣と同じ行動をとろうとはしませんでした。だから「孤塁」だったのです。（山宣の実際の演説では「孤塁」ではなく「赤旗」であったようです。）

◎別所温泉・「山宣碑」のこと

山本宣治は暗殺される直前の1929年3月1日に長野県の上田にいました。上小（上田・小県）農民組合は第2回総会に、上田自由大学の講師として別所に在住していたタカクラ・テルの義兄弟にあたる山本宣治を招き、記念講演会を行いました。この4日後に、山宣は暗殺されますが、上小農民組合は山宣の死を悼み、記念碑を翌年の5月1日、タカクラの借家の庭に建立しました。1933年タカクラは逮捕され、警察は家主の斎藤房雄に碑の取り壊しを命じましたが、斎藤は密かに碑を自宅（旅館・柏屋別荘）の庭に埋め、38年間守り通しました。そして、1971年に再建されました。

◎「緊急事態条項」と『緊急勅令』

自民党は、「憲法改正」の第一弾として、「緊急事態条項」を持ち出しています。首相補佐官（国家安全保障担当）であった磯崎陽輔参議院議員は、「憲法改正」について、大災害などを想定した緊急事態条項の新設から取り組むべきだと主張、「最初はできる限り合意が得られるところで行い、次からもう少し難しい問題を議論すれば良い」と2段階論を唱えているようです。つまり、本命の9条は次に取っておいて、まずは、やりやすいところからということでしょう。

①「緊急事態条項」とは何か（自民党改憲草案第9章、98条 99条）

要するに、緊急事態（外部からの攻撃、内乱、自然災害等）の時に、首相が緊急事態宣言を発し、内閣が法律と同等の政令を制定できるというもの（国会の事後承認が必要）です。緊急事態宣言には、何人も指示に従わなければならないというわけで、基本的人権の制限が可能になります。

②ヒトラーの全権委任法（1933）と同じ

当時のドイツは世界で最も民主的と言われたワイマール憲法を持っていました。しかし、ヒトラーの出現でこの憲法がなくなったわけではありません。全権委任法の制定でこの憲法を骨抜きにしまったわけですが、今問題になっている、緊急事態条項も同じような役割を果たす可能性があります。

③大日本帝国の「緊急勅令」（大日本帝国憲法第8条）

天皇が緊急の必要により法律に代わる勅令を発することができるというものです（国会の事後承認が必要）。国会の立法権を無視して、人権を侵害できる仕組みが前の憲法にはありませんでした。